

2025 年度（令和 7 年度） 事業計画



社会福祉法人 高知県共同募金会

2025 年度（令和 7 年度）事業計画

社会全体のつながりが希薄化し、人々の生活や地域社会をめぐる課題が多様化、複雑化する中、地域において住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えて人と人がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な施策が展開されている。

共同募金会は、こうした地域における住民主体の福祉活動や、社会福祉法人、NPO等の担い手による先駆的な活動への財源醸成という重要な役割を有しており、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、積極的に役割を果たしていくことが求められている。

しかしながら、本県の募金額は、平成6年度（1994年度）をピークに、年々減少している。令和6年度は、中央共同募金会（以下「中央共募」という。）を通じて配分された大口の寄付があったため、1月末時点の募金額は1億2,700万円余と前年度の同時期と比べて1,333万円余、約11.7パーセントの増となっているものの、この特殊要因を除けば、依然として減少傾向は続いている。

このため、「赤い羽根」をシンボルとした運動による募金が果たす役割をわかりやすく示し、より多くの人々の共感と信頼が得られるよう市町村共同募金会（以下「市町村共募」という。）とともに取り組んでいく。

さらに、令和6年元日に発生した能登半島地震をはじめ、頻発する地震や大雨などの災害によって毎年多くの人的被害・住家被害が発生している。本県では、南海トラフ地震に対する防災・減災力の強化も喫緊の課題となっており、こうした課題の解決に向けた支援にも対応していく必要がある。

以上のような認識にたち、令和7年度は以下の事業を推進する。

I 共同募金運動の実施と広報

1 重点助成分野及び全国共通助成テーマの推進

中央共募や全国の都道府県共同募金会（以下「都道府県共募」という。）と歩調を合わせ、共同募金の助成を可視化することを目的として従前からの助成を活動分野で焦点化する「重点助成分野」や、全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」による共同募金運動を推進する。

2 広報の推進

- (1) 共同募金運動の主な使いみちのイメージ形成と運動の社会的価値への共感を広げるため、中央共募が開設した重点助成分野「支える人を支える募金」特設サイトなど助成活動の積極的な発信を行う。
- (2) 共同募金運動に関する寄付者の理解と共感を得るため、寄付金が有意義に活

用されていることを助成が行われている地域の中で積極的に広報する。また、共同募金の情報提供ツールである「赤い羽根データベースはねっと」での助成事業の入力内容を可能な限り詳細で具体的なものに充実させるとともに、活動内容が伝わるような写真を掲載することで助成事業の可視化を促進する。

- (3) 新聞、テレビ等マスコミ関係に適切な広報素材等を提供し報道活動を促進する。また、NHK及び民間放送局（テレビ、ラジオ）に対して中央共募が作成したPRテープを提供して放映、放送協力を依頼して広報活動を推進する。
- (4) メインテーマ「じぶんの町を良くするしくみ。」や共同募金ロゴマークが浸透するよう積極的に使用する。
- (5) 広報用運動資材は、中央共募が作成する資材を中心に市町村共募の要望を取りまとめ、有効かつ必要最小限のものを厳選して活用する。募金活動に必要不可欠な羽根やポスター、領収書等は高知県共同募金会（以下「県共募」という。）が提供し、その他の資材については市町村共募の予算の範囲内で斡旋する。

3 研修及び人材育成

募金額が減少する中、共同募金会の機能強化や従事者のスキルアップが重要となる。このため、新たな共同募金運動の活性化、共同募金会の経営上の課題解決や事務局体制強化に向けた取組について、中央共募や都道府県共募から情報収集を行う。また、中央共募の研修会への参加やネットワークの活用により、中央共募や都道府県共募の職員と情報共有を図るとともに学び合いや意見交換を行う。

- ・中央共募が主催する職員会議や職員研修会への参加
- ・「赤い羽根オンラインサロン」や「チャット」への参加
- ・第14回赤い羽根全国ミーティングへの参加（市町村共募の職員）

II 共同募金の推進

1 実施期間

実施期間は、厚生労働省の告示において定められる。

- (1) 一般募金：10月1日から12月31日まで
- (2) 歳末たすけあい募金
 - ①NHK歳末：12月1日から12月25日まで
 - ②地域歳末：12月1日から12月31日まで
- (3) テーマ型募金：1月1日から3月31日まで

2 「赤い羽根共同募金運動」開始式の実施

開始式は、共同募金運動開始日の10月1日（火）に実施し、全日本空輸株式会社の協力を得て「赤い羽根空の第一便」の伝達を行う。式典終了後は各関係機

関・団体など参加者の協力を得て街頭募金を行い、県民の理解と協力を呼び掛ける。

3 募金活動

- (1) 戸別募金は、自治会、町内会の形成率や加入率の低下など地域コミュニティの衰退とともに年々減少しているが、一般募金の主軸募金であることから、様々な機会を通じて共同募金への理解と協力を求めていく。
- (2) 法人募金・職域募金は、より多くの企業、商店、職場の協力が得られるよう、依頼方法を工夫するとともに、税制上の優遇措置や寄付を通じた企業のCSR活動による社会貢献等について、わかりやすく情報の提供に努める。
- (3) 学校募金は、10月1日の運動開始に合わせ、県共募及び市町村共募から県内公立小学校に対し、共同募金についての周知と募金運動への協力を依頼する。
- (4) 街頭募金・イベント募金については、「赤い羽根共同募金運動」開始式や各種イベントを活用した募金活動を行う。
- (5) インターネットの普及やキャッシュレス化等社会の変化に対応するため、令和6年から導入された「Pay Pay」によるネット寄付をはじめインターネットを用いたクレジットカード決済などの活用を促進していく。
- (6) 赤い羽根自動販売機の設置や募金百貨店プロジェクトなど、企業との連携協力により、年間を通じて募金ができる環境づくりを進める。
- (7) テーマ型募金の周知を図るとともに市町村共募と連携しながら参加団体の拡大に取り組む。

4 助成計画の策定と適正・公平な助成

- (1) 助成計画は、社会福祉法人やNPO法人・ボランティア団体等福祉活動団体へ周知を図り、広く公募等により要望を集約し策定する。
- (2) 広域的事業は県共募の配分委員会で、地域的事業は、市町村共募審査委員会で慎重に協議、検討を行い、適正かつ公平に助成する。
- (3) 公募による助成先の拡大や新たな助成先の発掘に向けて、既存の助成先団体以外の活動団体への周知、行政やマスコミを活用した広報に努める。
- (4) 「当年度緊急助成枠」を活用し、緊急・即応の対応が必要な事業を支援する。
- (5) 「地域力増進枠」特別助成は、事業の内容及び必要性、期待される効果等を総合的に勘案して予算の枠内で適切に助成する。

また、市町村社会福祉協議会と地域の福祉活動団体が連携・協働して行う事業での活用や、高知市以外の市町村共募による活用について、働きかけを行う。

- (6) 助成を受けた団体に対して、事業の執行状況や物品の利用・管理など、助成の使途について適宜、監査を行う。

(7) 市町村社会福祉協議会をはじめ助成を受けた団体は、共同募金助成金による事業であることを明確にして実施するよう徹底する。

(8) 市町村共募が行う地域的事業について、市町村事務調査を通じて聞き取りや証拠書類の確認等を実施し、適正な事業実施と情報共有に努める。

Ⅲ 顕彰、弔慰等の実施

1 顕彰

高知県共同募金会顕彰規程に基づいて高額寄付者に対する感謝状及び共同募金運動に功績のあった個人、団体に対する表彰状を翌年度の高知県社会福祉大会又は市町村共募からの申し出により適宜贈呈し、顕彰する。また、厚生労働大臣、知事及び中央共募会長の感謝、表彰の対象者の推薦を行う。

2 募金ボランティア事故見舞金制度の活用

募金ボランティア活動に起因する事故に対しては、中央共募奉仕者事故見舞金規程に基づいて見舞金を支給する。

Ⅳ 民間団体が行う助成事業への協力

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団や車両競技公益資金記念財団などが行う福祉施設等への助成事業について、関係法人等に対してその制度の周知と推薦業務を行い、助成事業の適切な活用を促進する。

Ⅴ 中央共同募金会及び各都道府県共同募金会等との連携

中央共募、中国四国ブロックをはじめ各都道府県共募との緊密な連携の下に、相互交流や研究協議を行い、役職員の資質の向上と募金運動の活性化に努める。

中央共募が新たに実施する「社会課題テーマ助成プログラム」をはじめ、赤い羽根福祉基金や民間資金による助成など、関係団体等に周知を行い、助成事業の積極的な活用を促していく。

大規模災害に際しては、災害等準備金を活用して相互に支援を行う。

Ⅵ 共同募金以外の寄付金への対応

受配者を指定する指定寄付金、相続寄付等について、ホームページなどを通じて周知を図り、中央共募と連携して適切に取り扱う。

Ⅶ 災害支援活動の実施

1 災害たすけあい活動

災害救助法が適用される大規模な災害に際しては、関係機関、団体等と協力し

て必要に応じて義援金の募集活動を行う。

2 災害支援制度の運用

全国統一の災害支援制度による災害等準備金の積立（募金総額の3パーセント上限）を行い、迅速かつ的確な支援態勢を整える。

3 災害見舞金の支給

非常災害（火災や水害）によって損害を受けた共同募金助成対象施設や一般世帯に対して見舞金を支給する。

ただし、①災害救助法等の適用を受け義援金の募集を行う災害、②災害弔慰金の支給に係る法律等施行令に規定する災害、③故意、重大な過失による災害には見舞金を支給しない。

Ⅷ 会務の運営

1 法人の運営

本会の運営に当たっては、定款及び諸規程に基づき、理事会、評議員会、配分委員会等の適切な運営を図るとともに、情報の公開にも留意して特に事業運営の透明性の確保を図る。

2 事務局の運営

- (1) 事務局業務は、必要最小限の職員数で効率的かつ円滑な執行に努めているが、募金額が減少している状況の中、事務局運営費の一層の節減はもとより共同募金として全体最適な運営に努める。
- (2) 市町村共募との意思疎通に努め、共同募金運動のさらなる推進に向けて、連携して取組を進めていく。

3 情報公開の推進

事業運営の透明性の確保を図るため、各市町村共募と協力して統計資料や諸規程を整備し情報の公開に努める。また、助成金の使途や事業効果等については助成先からの情報収集を行い、適宜ホームページ等で公開に努める。

定款第45条に規定する書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。